

岐阜県公報

第 八 号

令和元年五月三十一日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則
岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四〇^{ページ}
(出 納 管 理 課) 四〇

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(税 務 課) 四〇
(地 域 福 祉 課) 四〇

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 四一

指定医療機関の廃止の届出

(同) 四二

指定医療機関の休止の届出

(同) 四二

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同) 四二

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 四三

指定介護機関の廃止の届出

(同) 四三

指定介護機関の休止の届出

(同) 四三

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 四六

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 四七

道路の供用開始

(同) 四七

公 示

落札者等に関する公示
落札者等に関する公示

(税 務 課) 四七
(情 報 企 画 課) 四八

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 四八
(揖斐農林事務所) 四九

正 誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 四九

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表文化創造課の項中「文化施設係」の下に「文化交流係」を加える。

附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第九十二条の三中「収支等命令者は、」の下に「原則として」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社中野屋	中野 孝一	揖斐郡池田町本郷二三七七番地の四	令和元・五・一

岐阜県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
けやきクリニック	羽島郡岐南町平島五一八	平成三一・四・一
明石クリニック	瑞穂市馬場上光町二丁目一〇六番	同
クスリのアオキ新池薬局	美濃加茂市新池町二丁目三番二〇号	同
あい薬局	関市山田九七七番地四	同
エムハート薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二一〇二二二	同

ユニファーマシーほん まち薬局	下呂市萩原町萩原一三五二一	同
amano在宅薬局 可児	可児市鳩吹台七丁目五六番地	同
ぎなん薬局	羽島郡岐南町平島五丁目二二〇番地一	同
フアイマライズ薬局 川辺町店	加茂郡川辺町西橋井二二三二二	同
フアイマライズ薬局 鵜沼川崎店	各務原市鵜沼川崎町二二二八	同
荒尾薬局	大垣市荒尾玉池一五六	平成三一・一・一
大垣在宅クリニク	大垣市林町六八〇五五 KI大垣駅北口ビル2階	平成三一・二・一
まなべ整形外科・皮膚科	関市旭ヶ丘二二二一八	同
なかま薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代若宮一〇九八	同
スギ薬局 竹鼻店	羽島市竹鼻町飯柄三三六一	平成三一・三・一
荒尾薬局	大垣市荒尾玉池一五六	同

岐阜県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 月 日
社会福祉法人和敬会倶楽部	中津川市苗木七四二四番地	訪問看護ステーションふくろうの杜	中津川市苗木四〇二番地	平成三・四・一
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口二一〇一番地	土岐市訪問看護ステーションときめき	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地の二	同
アサムラケアプ ランサービス合同会社	大垣市波須一三一	墨俣訪問看護センター	大垣市波須一三一	同

岐阜県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

新	岐卓厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	新	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	名	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	名	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院
旧	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	旧	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	新	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	新	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院
新	日本調剤薬局 関	旧	中日調剤薬局 関	新	日本調剤薬局 関	新	日本調剤薬局 関
新	関市東本郷名無木一七七	旧	関市東本郷名無木一七七	新	関市東本郷名無木一七七	新	関市東本郷名無木一七七
新	四	旧	四	新	四	新	四
新	平成三一・三・一	旧	平成三一・三・一	新	平成三一・三・一	新	平成三一・三・一
新	一	旧	一	新	一	新	一

岐阜県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大垣在宅クリニック	大垣市林町四ノ五〇三 六四 一 清水マ	平成三二・一・三二
まなべ整形外科・皮膚科	関市旭ヶ丘二二二一八	同
あすか薬局	羽島郡笠松町田代若宮一〇九八	同
医療法人福歯会 長尾歯科医院	関市下之保三三五六 一〇	平成三二・二・二二
荒 尾 薬 局	大垣市荒尾玉池一五六	平成三二・二・二八
フアイマライズ薬局 川辺町店	加茂郡川辺町西橋井二二三二二	同
フアイマライズ薬局 鷺沼川崎店	各務原市鷺沼川崎町二二二八	同
アオイ薬局 三宅店	羽島郡岐南町三宅一 一七四	平成三二・三・三二
ファセオ薬局	関市小屋名字五反田一四六〇	同

岐阜県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
なの花薬局 北方店	本巣郡北方町柱本一 一九七二	平成三二・一・三二

岐阜県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日

一般財団法人 中津川市かやの木 平成
 中津川訪問看護ステーション 町一 一七 中津川訪問看護ステーション 町一 一七 三・三・三

岐阜県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類
 社会福祉法人 和敬会倶楽部 中津川市苗木四〇〇二番地 短期入所生活介護
 社会福祉法人 和敬会倶楽部 中津川市苗木四〇〇二番地 短期入所生活介護
 社会福祉法人 和敬会倶楽部 中津川市苗木四〇〇二番地 短期入所生活介護

岐阜県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類
 株式会社環境クリエイト 岐阜市下川手一五八二六 居宅療養管理指導
 株式会社環境クリエイト 岐阜市下川手一五八二六 介護予防居宅療養管理指導
 アサヒサンクリン株式会社 静岡県静岡市葵区本通一〇八一一 訪問介護

の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の所在地 指 定 年 月 日
 指定短期入所生活介護 中津川市苗木四〇〇二番地 平成三一・三・一
 指定短期入所生活介護 中津川市苗木四〇〇二番地 同

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の所在地 廃 止 年 月 日
 居宅療養管理指導 関市小屋名字五反田一四六〇番 平成三一・三・三一
 介護予防居宅療養管理指導 関市小屋名字五反田一四六〇番 同
 アサヒサンクリン在宅介護センター恵那 恵那市長島町正家一一七一一 同

西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合

一 揖斐郡池田町中五

短期入所療養介護

介護老人保健施設西美濃さくら苑

一 揖斐郡池田町中五

同

西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合

一 揖斐郡池田町中五

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設西美濃さくら苑

一 揖斐郡池田町中五

同

西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合

一 揖斐郡池田町中五

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設西美濃さくら苑

一 揖斐郡池田町中五

同

西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合

一 揖斐郡池田町中五

居宅介護支援事業

介護老人保健施設西美濃さくら苑

一 揖斐郡池田町中五

同

西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合

一 揖斐郡池田町中五

介護老人保健施設

介護老人保健施設西美濃さくら苑

一 揖斐郡池田町中五

同

岐阜県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休 止 年 月 日

社会福祉法人 大野町社会福祉協議会

揖斐郡大野町大字大野八〇番地

通所介護

大野町デイサービスセンター

揖斐郡大野町大字黒野二二三一 十一

平成三一・四・一

社会福祉法人 大野町社会福祉協議会

揖斐郡大野町大字大野八〇番地

介護予防通所介護

大野町デイサービスセンター

揖斐郡大野町大字黒野二二三一 十一

同

社会福祉法人 大野町社会福祉協議会

揖斐郡大野町大字大野八〇番地

通所型サービス（独自）

大野町デイサービスセンター

揖斐郡大野町大字黒野二二三一 十一

同

岐阜県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を

担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

太田 善 貴 たけはな接骨院 羽島市竹鼻町丸の内二二二 平成三〇・三・二七

山 本 法 門 からだ元気治療院 関市東町五四二二二 平成三〇・三・二七

河 村 高 史 からだ元気治療院 美濃加茂市下米田町西脇四一三 同

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
中有 穂線		郡上市八幡町有穂字真平 一三四九番地先から 同 市同 町同 字同 一四七一番一地先まで	前 後	四・六 （七・四） 七・九 （七・四）	二六四・四 （二六四・四） 二六四・四 （二七・四）	

岐阜県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備（考） （区域又は決定又は変更の告示年月日）
中有 穂線		郡上市八幡町市島字下立光一 九五七番一地先から 同 市同 町同 字下笛田一 八一一番地先まで	三三・九	令和元・五・三	平成三〇・七・一八

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

山県用水 平成 理事 野川 優 岐阜市溝口中 二〇二番地
土地改良区 三・三・二〇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

羽島用水 平成 理事 味岡 弘 羽島市正木町大浦 一三〇三
土地改良区 三・三・三三

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

羽島用水 平成 理事 花村 直良 羽島市正木町上大浦三丁目 五一
土地改良区 三・三・二〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐川町土地改良区	令和元・五・二二

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年四月五日第三千三十七号 土地改良区役員の退任及び就任二一六頁下段後から八行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の、同段後から九行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年四月十九日第三千四十一号 土地改良区役員の退任及び就任二一六頁上段後から一行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の、下段前から一行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年四月十九日第三千四十一号 土地改良区役員の退任及び就任二一六頁下段後から十行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の、同段後から十一行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和元年五月七日第一号 土地改良区役員の退任及び就任四頁下段後から九行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の、同段後から十行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の誤り。

